# 税関職員服制 （昭和四十四年大蔵省令第五十号）

#### 第一条

税関職員の服制は、別表に定めるところによる。

#### 第二条

税関職員は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百五条第一項（税関職員の権限）に規定する行為で次に掲げるものを行なうときは、制服を着用しないことができる。

* 一  
  同項第四号の二から第六号までに掲げる行為
* 二  
  前号に掲げるもののほか税関長が指定するもの

# 附　則

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の制服を用いることができる。

# 附則（昭和四七年四月一日大蔵省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年四月五日大蔵省令第二四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

# 附則（昭和六〇年一二月二一日大蔵省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年一一月二五日大蔵省令第九六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

# 附則（平成二二年四月一日財務省令第二八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

* （一）  
  男子
* （二）  
  女子
* （三）  
  階級章
* １  
  階級章は、上衣のはとめに付ける。
* ２  
  ワイシャツは、白色とする。
* ３  
  ネクタイは紺色とする。
* ４  
  ベルトは黒色とする。